

役員及び各種委員会委員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑前町社会福祉協議会の定款第10条第2項に規定する役員、評議員及び各種委員(以下「役員等」という。)に対する費用弁償の支給に関し必要な事項を定める。

(費用弁償額)

第2条 役員等が、職務のため理事会、監事会及び評議員会に出席したとき、又は本会事業のため出務した時は、費用弁償として1日につき2,000円(半日の場合は1,000円)を支給する。

2 役員等のうち筑前町(行政)の常勤の特別職及び一般職の身分を有する者については、第1項の規定は適用しない。

(町外出張)

第3条 役員等が、職務のため町外へ出張したときは、その出張のために要する旅費等は実費を支払う。日当については、第2条を適用する。

2 宿泊を伴う出張の日当及び宿泊料の額については、旅費規程を準用する。

3 公用車により出張したときは、第1項の規定にかかわらず旅費は支給しない。

(社会奉仕者)

第4条 役員等以外の「社会奉仕者」が研修等のための出務を会長が必要と認める場合は、1日につき1,000円を超えない範囲内で支給することができる。又、町外出張するときは、第3条の範囲内において支給することができる。

(支給の方法)

第5条 前4条に規定するもののほか、費用弁償の支給方法は旅費規程の例によるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める

2 この規程を改正するときは、理事会の議決を得るものとする。

附則 この規程は平成17年 3月 22日から施行する。

附則 この規程は平成21年 4月 1日から施行する。

◎第2条に基づく費用弁償支払い対象

1. 理事会・監事会
2. 評議員会・福祉委員会
3. 役職員研修
4. 監査
5. 福祉部会員の各部会へ参加(各種事業への参加等)
6. 心配ごと相談員
7. 心配ごと相談員の研修(理事・評議員・福祉委員を含む)
8. 福祉資金貸付審査会

以上